

※このご案内の「保育園」には、「認定こども園の保育園部分」、「地域型保育施設」が含まれます。

保育園とは・・・

保育園は、保護者が働いている、病気である、出産を控えているなどの理由により、家庭内で保育できないときに、保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

したがって、保護者がご家庭で保育できるお子さんは入園できません。

支給認定とは・・・

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園や保育園等の利用を「子どものための教育・保育給付」と位置づけています。支給認定は、保護者からの申請により、この給付を受ける資格・区分や利用できる時間などを市が認定する仕組みのことで、保育園に入園するためには、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育園の利用が必要であることについて認定を受ける必要があります。松本市では支給認定申請と入園申込みを同一用紙（教育・保育給付認定申請書）で行います。認定後、区分や保育必要量が記載された「支給認定証」が発行されます。

区分とは・・・

下記のとおり3種類があり、市が認定を行います。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設	認定の有効期間(最長)
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育の必要性がない場合	幼稚園 認定こども園	小学校就学の始期に達するまで
2号認定(保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする場合	保育園 認定こども園	小学校就学の始期に達するまで
3号認定(保育認定)	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする場合	保育園、認定こども園、 地域型保育	満3歳に達する日の前日まで

※保護者の保育を必要とする事由によっては、上記の有効期間より短い期間となる場合があります。

保育必要量とは・・・

保育園を利用できる時間のことで、下記の2種類があり、市が認定を行います。

保育必要量は「保育を必要とする事由」等によって決まります（4、5ページ参照）。

保育必要量	利用可能時間	追加利用申請可能な延長保育時間
保育短時間（1日最大8時間まで）	8：30～16：30	各園の開所時間を限度にそれぞれの認定時間を超えて利用可（7ページ参照）
保育標準時間（1日最大11時間まで）	7：30～18：30	

入園の手続は・・・

【4月（年度当初）の入園】

- ・原則、電子申請により受付を行います（8ページ参照）。

※新年度入園をお申込みの場合は、入園予定のお子さんの面接を市役所及び市内数か所の公民館等、またはご希望された園で日時調整のうえ行います。

【5月以降の入園・転園】

- ・新規入園（途中入園）は原則、電子申請により受付を行います（8ページ参照）。

- ・入園、転園を希望する月の前月 15 日（15 日が土・日・祝日の場合はその前日）を毎月の締切りとし、翌月 1 日を入園日とします。（転園の場合、申請方法はお通りの園にお尋ねください。）

※新規入園をお申込みの場合は、お子さんの面接を入園決定後に決定園で日時調整のうえ行います。

【入園予約制度について】

- ・松本市内にお住まいで、育児介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得し、育児休業前と同様の勤務に復職する保護者の方が、復職月から入園をあらかじめ予約できる制度です。

- ・原則、電子申請により受付を行います（8ページ参照）。

【退園】

- ・退園を希望する月の 25 日までに、お通りの保育園に退園届を提出してください。

【保育所入所不承諾通知書について】

- ・保育園に入園できず、育児休業の延長申請を行う場合は、入園できなかった旨を証明する「保育所入所不承諾通知書」を発行しますので、希望する方は申込みの際にお申し出ください。締切りは、上記の入園手続と同様です。

継続希望の方は申込み不要です

現在、在園する保育園に翌年度も継続して通園することを希望する場合は、別途、継続審査に必要な書類（継続意向調査書、現況届 等）を提出していただきます。



利用者負担額（保育料）は・・・

【保育料の役割】

保育料は、多額の費用がかかる保育園の運営費の一部を保護者の所得に応じてご負担いただくものです。

【保育料の決め方】

- ・保育料は、家計の主宰者（原則としてご両親）の市民税額と、お子さんの年齢（その年の4月1日現在の満年齢）によって決定します。公立・私立の間に差はありません。
- ・令和8年8月分までは令和7年度市民税額、令和8年9月分～令和9年3月分までは令和8年度市民税額で算定します。ただし、市民税額を確認できない場合は、最高額の保育料で仮決定します。
- ・災害又は傷病等によって現年度における所得が前年度に比べて著しく低くなるなど、保育料の納付が困難であると認められる場合は、家計の状況を確認したうえで保育料の減免を実施します。詳細については保育課へお問い合わせください。

【保育料の納入方法】

- ・納入通知書による方法…毎月 20 日頃、納入通知書を保育園経由で送付しますので、月末までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納入してください。
- ・口座振替による方法……松本市内の金融機関の窓口で口座振替の手続きを行ってください。毎月末日（ただし、12 月は 25 日、土・日・祝祭日の場合は翌営業日）に、ご指定の口座から引き落とします。なお、引き落としができなかった当該月の保育料は、納入通知書により納入していただきます。
- ・認定こども園、地域型保育施設は、園へ直接納入していただきます。納入方法は各園へお問い合わせください。

【保育料の算定に必要な書類】

課 税 の 状 況 等	必 要 書 類 （４～８月に入園する場合）	電子申請による提出
1 令和7年1月1日現在、松本市に住民登録があった方（松本市で課税される方）		
(1) 市民税を申告済みの方（扶養になっている場合を含む）	原則、必要ありません。	
(2) 未申告の方 または 所得が無かった方※	至急、市県民税申告を済ませ、『申告書の控えの写し』（確定申告の場合は第1表と第2表）をご提出ください。	× 保育課に持込み、又は郵送
(3) 生活保護を受けている世帯	教育・保育給付認定申請書に生活保護適用の記載欄がありますので記入してください。	
2 令和7年1月1日現在、松本市に住民登録がなかった方（松本市で課税されない方）		
(1) 市民税を申告済みの方（扶養になっている場合を含む）	『個人番号提供書（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に係る個人番号提供書）』及び本人確認書類を提出してください。 ※税法上の扶養になっている方は、扶養になっていることが分かる書類（3のア～ウ）等を提出してください。	× 保育課に持込み、又は郵送 ※簡易書留を推奨
(2) 未申告の方 または 所得が無かった方※	至急、令和7年1月1日現在の住民登録地で申告を済ませ、『個人番号提供書（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に係る個人番号提供書）』及び本人確認書類を提出してください。	
(3) (1)又は(2)に該当する方で、個人番号の提供を拒否される場合	下記のいずれかを提出してください。	
ア 市民税が給与から天引きされている方（会社員等）	『令和7年度市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書の写し』※令和7年6月頃に勤務先から届きます。	○
イ 市民税を納税通知書で直接納めている方	『令和7年度市民税・県民税納税通知書の写し』（令和6年1月～令和6年12月の所得、控除内容および令和7年度市民税課税額が分かる箇所の写し）※令和7年6月初旬に各市町村の税担当課から郵送されます。	○
ウ ア・イの書類が用意できない方、または扶養になっている等で非課税の方	『令和7年度所得・課税・扶養等証明書』（令和6年1月～令和6年12月の所得、控除内容および令和7年度市民税課税額がわかるもの、非課税の場合は非課税とわかるもの）※令和7年1月1日現在の住民登録地に請求してください。	○
(4) 外国に住所があった方	『令和6年1月～令和6年12月の総所得と所得控除がわかる書類』（給与所得の源泉徴収票 等）	○
(5) 生活保護を受けている世帯	教育・保育給付認定申請書に生活保護適用の記載欄がありますので記入してください。	

※育児休業中により所得がなかった方は、会社側で市県民税申告をしていない場合があります。お勤めの会社にご確認いただき、未申告の場合はご自身で申告してください。

【令和8年9月以降の保育料の算定について】

令和8年1月2日以降に松本市へ転入された方は、別途上記書類の令和8年度のものを提出いただく必要があります。市民税が確定する時期（毎年6月頃）以降に、保育課から依頼します。

保育料の上乗せ徴収・実費徴収

- ・上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる対価について、保護者の方に負担を求めるものです。公立保育園での徴収は行いません。
- ・実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費で、保護者の方に負担していただくことが適当と考えられるものです。文房具代、行事参加費、3歳以上児の主食費等があたります。詳しくは各園にお問い合わせください。

保育園に入(在)園できるお子さんと必要書類は・・・

松本市に住民登録のあるご家庭のお子さんで、保護者（両親）いずれも「保育を必要とする事由」に該当していることが必要ですので、証明書類を提出してください。また、保護者以外の同居している 65 歳未満のご家族が「保育を必要とする事由」に該当する場合は、証明書類の提出が必要です。提出がない場合は利用の優先度が調整されます。

※入園後、就労先・就労形態の変更や「保育を必要とする事由」に変更が生じる場合は、前月 15 日までに「申請書」と「保育の必要性を証明する書類」の提出が必要になります。

保育を必要とする事由	具 体 的 内 容	必 要 書 類（証 明 書 類）	保育必要量
就 労	家庭内外で児童と離れて家事以外の労働をしている場合 （1 ヲ月に 64 時間以上の労働をしていること） ※農業の場合、作付面積が 15 アール以上あること	<常勤・パート・内職の方> 「就労証明書」に、 <u>職場から証明を受けてください</u> 。 <自営業の方・就労先の経営者が自身または親族の方・農業を営んでいる方> 「就労証明書」に、就労者自身が記入してください。 添付の資料として、 <u>確定申告書や源泉徴収票、事業所名記載の本人（被保険者）の保険証の写し等</u> が必要です。 （原則、本人名義の書類。就労予定等で本人証明がまだない場合に限り他人名義の書類可。） ※詳細は就労証明書裏面に記載 <育児休業が終了して、復職する方> 常勤・パート・内職の方の場合は <u>復職予定日の証明</u> を受けてください。 自営業等の場合は就労証明書を記載のうえ、 育児休業期間が明記された書類（職業安定所または職場発行） を添付してください。 <複数の職場で就労する方> 「就労証明書」に、 <u>それぞれの職場から証明を受けてください</u> 。整合性がとれている場合は、合算した就労時間で認定が可能です（農業従事者で農閑期に他の職場で働く場合も同様）。	短／標準 両親ともに就労時間が 1 ヲ月あたり 120 時間以上であれば、保育標準時間を選ぶことができます。
妊 娠 出 産	母親が妊娠中であるか、出産後間がない場合 （0、1 歳クラス：妊娠が分かったとき～出産月の翌月から数えて 6 ヲ月まで 2～5 歳クラス：妊娠が分かったとき～生まれた子が 3 歳になる年度の 3 月 31 日まで ※申込児童のクラス年齢（4 月 1 日現在の満年齢）により利用できる期間が異なります	母子健康手帳のコピー （ 出産前：表紙及び出産予定日の記載されているページ 出産後：表紙及び出生証明書のページ ） ※海外出産等により母子健康手帳がない場合は、予定日または出生日の記載された医師記載の証明書類のコピー	短／標準
疾 病・障 が い	疾病にかかっている、負傷している、精神または身体に障がいがある場合	障害者手帳、療育手帳のコピーまたは医師による診断書（市の様式） ※診断書は、「傷病の程度」の項目いずれかに該当し、「保育できない理由」が記載されていること。 ※父・母の証明の場合、「乳幼児保育不可能」であることが確認できないと受付できません。	短／標準 保育標準時間を希望する場合、理由を申請書に記載してください。
親族の介護・看護	同居または長期入院等している親族（入園申込児童を除く）を常時介護・看護している場合（1 ヲ月に 64 時間以上介護・看護にあたっていること）	障害者手帳（1・2 級）、療育手帳のコピーまたは医師による診断書（市の様式） 及び介護・看護状況申告書 ※診断書は、「傷病の程度」の項目いずれかに該当し、「介護や看護が必要な理由」が記載されていること。	短／標準 介護・看護にあたる時間が 1 ヲ月あたり 120 時間以上の場合、保育標準時間を選ぶことができます。
同居人以外の介護・看護	同居以外の親族（入園申込児童を除く）を常時介護・看護している場合（1 ヲ月に 64 時間以上介護・看護にあたっていること）	上記書類に加え、介護・看護を必要とする方の家庭内で 65 歳未満の同居人がいる場合、その方を介護・看護できないことが分かる第三者の証明書（就労証明書、診断書等）	
家庭の災害復旧	震災等の災害の復旧に当たっている場合	町会の民生・児童委員による実態調査書	短／標準
求 職 活 動 ・ 起 業 準 備	求職活動や起業準備をしている場合 （家計の主宰者以外の保護者の求職・起業準備を理由に入園した場合は、最長 3 ヲ月間までとします。また、同一年度中に同じ理由での再入園はできません）	<求職活動をしている方> 「求職に関する申立書」※電子申請の場合は不要 <起業準備をしている方> 「就労証明書」 及び添付資料（店舗賃貸借契約書、開業届等のコピー）	短
就 学	就学している場合（職業訓練校等における職業訓練を含む） （1 ヲ月に 64 時間以上の就学をしていること）	学生証または在学証明書のコピー 及び必要に応じて、カリキュラム等の就学時間のわかる資料 （専修学校、職業訓練学校は必須）	短／標準 就学時間が 1 ヲ月あたり 120 時間以上の場合は、保育標準時間を選ぶことができます。
虐 待 や D V の お そ れ	児童虐待を行っているまたは再び行われるおそれがあると認められる場合等	各関係機関発行の 保育の実施が必要である旨の報告または通知を受けたことがわかるもの （事前に保育課またはこども福祉課へご相談ください。）	短／標準
育休取得中で、既に保育を利用している児童の継続利用が必要と認められるもの	育児・介護休業法に基づく育児休業期間中で、 <u>既に保育を利用しているお子さんの継続利用</u> が必要と市が認める場合	育児休業期間が明記された書類（職業安定所または職場発行） ※この要件での新規入園はできません。	短
そ の 他	上記に類するものとして市が認める場合	事前に保育課へご相談ください。	短／標準

<特別利用保育について>

保育を必要とする事由のないお子さんで、付近に幼稚園等がない場合などに、教育施設等の整備までの間に限り、一定の条件で保育園（私立・認定こども園を除く）の利用が可能です。ただし、園の利用定員及びクラス定員に余裕がないときは、実施できません。

・対象… 4 月 1 日現在満 3 歳に達しているお子さん

・令和 8 年度 特別利用保育指定園… 小宮・新村・洸東・安曇・乗鞍の各保育園

・利用制限… 延長保育、土曜保育、希望保育（お盆期間、年末年始、年度末等）は利用できません。

※ 短＝保育短時間（8 時 30 分から 16 時 30 分まで）、標準＝保育標準時間（7 時 30 分から 18 時 30 分まで）

利用調整（選考基準）について

保育の利用調整については、下記の①から③の順位で選考して入園を決定します。

① 継続児童 ②第1希望児童 ③保育の必要性の高い児童

(指数によっては第1希望児童より優先される場合があります。)

保育の必要性は以下の項目により指数化し、利用調整を行います。

保育を必要とする事由		保 護 者 の 状 況	
就 労	居宅外労働 自営・農業の中心者	労働時間、日数等により優先度を決定します。	
	自営・農業の協力者 内職		
妊娠・出産	産前3ヵ月から産後3ヵ月		
	妊娠がわかったときから産前4ヵ月、産後4ヵ月から産後1年		
	上記以外		
疾病・障がい	入院（1ヵ月以上）、絶対安静		障害等級、疾患・怪我の程度により優先度を決定します。
	通院、1ヵ月未満の入院、自宅療養		
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳		
介護・看護	在宅介護・看護	常時介護・看護必要	要介護度や、介護・看護の状況、程度により優先度を決定します。
		上記以外	
	病院等での介護・看護		
災 害 復 旧	震災等の復旧に当たっている場合		
起 業 準 備	起業準備をしている場合		
求 職 活 動	生計の中心者の求職活動		
	上記以外		
就 学	就学	就学時間、日数等により優先度を決定します。	
育 児 休 業	育児・介護休業法に基づく育児休業期間中		
虐 待 ・ D V	虐待やDV、またはそのおそれがある場合		
そ の 他	上記に類するものとして市が認める場合		

- ・上記項目の他、就労や世帯の状況、きょうだい関係等により、指数の加点、減点の調整を行います。
- ・保育料に滞納がある世帯は、優先度が調整され、入園できない場合があります。
- ・上記項目は、変更となる場合があります。

保育園の休日は・・・

日曜日・祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)となります。



特別保育は・・・

【乳児保育】

満5ヵ月（私立保育園の一部では満2ヵ月）経過児から受け入れています。なお、保育需要の高まりや、受入れ枠の関係から、希望する保育園に入園することが大変難しくなっています。

【延長保育】

- ・延長保育が必要な場合は、入園決定後に保育園に備え付けてある申込書に必要事項をご記入のうえ、保育園長に提出してください。
- ・申込みの締切りは、毎月25日です。翌月の1日から延長保育を行います。月途中からの契約は行いません。
- ・延長保育にかかる保育料は、通常の保育料と合算して納入していただきます。
- ・公立保育園では、緊急的な事情が発生したことにより、契約時間外に保育が必要になった場合、開園時間内での保育が可能です。（別途、緊急延長保育料金がかかります。）私立保育園については、各園にお問い合わせください。

【障がい児保育】

- ・保育園では、心身に障がいを持ったお子さんも、健常のお子さんと一緒に生活し、一緒に遊ぶなかで伸びあう力を育めるよう混合保育を行っています。（障がいの程度、保育園の状況により入園できない場合もあります。）
- ・家庭・保育園・専門機関が協力して、お子さんの保育を行います。
- ・「松本市障がい児入所審査委員会」を設置し、入園の可否やお子さんの保育を検討するなど、より適切な保育方法を考えています。
- ・入園に対し不安のある方は、入園相談・申込みの際に、保育課にお申し出ください。

※下記の利用は事前登録・事前申込みでお預りします。直接お申込みください。

【一時預かり】

未就園児を持つ保護者が就労や傷病・入院などにより、一時的に家庭で保育できない場合に、指定園または定員等に余裕のある園でお預りします。（令和8年度の指定園は小宮、寿東、あがた、桐、南郷、さくら、南松本、波田中央、ドン・ボスコ、山の子、ささべ、聖十字、ひなたぼっこの予定です。）

【休日保育】

休日（日曜・祝日）に、保護者が仕事・病気・冠婚葬祭等のため家庭で保育できない幼児（市内に居住する満1歳以上で病気等により集団保育が困難でない未就学児童）を対象に行う保育です。

（問合せ先）

筑摩こどもプラザ（筑摩 1-13-22 Tel29-3400）

【病児保育】

病気が回復していない生後5か月から小学校3年生までの児童で、集団保育及び勤務等の都合で家庭での保育が困難である保護者の児童を、看護師と保育士が保育します。感染症については利用できない場合があります。

（問合せ先）

相澤病院病児保育室ひだまり（本庄 2-5-1 Tel33-8600 内線 4069）

梓川診療所病児保育室ハイジ（梓川 梓 2344-1 Tel88-5681）

丸の内病院病児保育施設わかば（渚 1-1-16 Tel88-8608）

まつもと医療センター病児保育室ひまわりハウス

（村井町南 2-20-30 Tel58-3526）

【病後児保育】

市内在住または市内に勤務する保護者の児童（利用日現在満1歳以上の未就学児童）で、病気は回復している（感染症は治癒している）が、集団保育は心配という時に看護師と保育士が保育します。

（問合せ先）

筑摩こどもプラザ（筑摩 1-13-22 Tel29-3400）

南郷こどもプラザ（横田 3-23-1 Tel32-6315）

入園申込みは電子申請をご利用ください

入園申込みは原則、電子申請で受付を行います。就労証明書等の添付書類については、データ（書類を撮影した画像等）での提出となります。書類不備があった場合でも、ご自宅等で不備の修正ができるほか、提出後も申請内容をご自身で確認できます。

電子申請へのリンクは、松本市ホームページの、各入園（4月入園、途中入園、入園予約）のご案内のページに公開します（申込受付期間中のみ公開）。松本市ホームページのトップページにある「電子申請」には公開されませんのでご注意ください。

なお、電子申請が利用できない場合は、窓口・郵送での申請もできます。

問合せ先はこちら

松本市役所 保育課 保育担当（東庁舎2階）

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 ☎直通 33-9856・33-9857

URL <https://www.city.matsumoto.nagano.jp> 「子育て・教育」→「子育て」→「あずける」



入園に関する情報はこちらから



保育園生活に関する情報はこちらから